

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年1月17日 00時55分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 ^{おおげ} 大下島南西岸 大下島灯台から真方位177° 150m付近 （概位 北緯34° 11.2′ 東経132° 55.1′）
事故の概要	貨物船 ^{さんまんよし} 三萬吉3は、北東進中、乗り揚げた。 三萬吉3は、球状船首部及び船首船底部外板に亀裂を伴う凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 三萬吉3、199トン 135306、有限会社三萬吉 54.50m (Lr) × 9.40m × 5.45m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成8年11月14日
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成6年6月23日 免状交付年月日 平成26年3月13日 免状有効期間満了日 平成31年6月30日 一等航海士 男性 58歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成22年12月1日 免状交付年月日 平成27年6月12日 免状有効期間満了日 平成32年11月30日
死傷者等	なし
損傷	球状船首部及び船首船底部外板に亀裂を伴う凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか2人が乗り組み、空船で、一等航海士が単独の船橋当直に当たり、舵輪後方の椅子にもたれて立った姿勢で、自動操舵により約10.7ノットの対地速力で大下島南西方

	<p>沖を北東進した。</p> <p>本船は、一等航海士が、大下瀬戸の変針予定場所まで約15分あったので、自身のスマートフォンに溜まっていた迷惑メールを削除しようと思い、左手でスマートフォンを持ち、下方を向きながら右手で同メールを1つずつ削除していたところ、平成28年1月17日00時55分ごろ、突然ドーンという音と振動が生じて行きあしが止まった。</p> <p>一等航海士は、すぐに機関を中立運転として船首方を確認したところ、陸岸が見えたので、本船が大下島南西岸に乗り揚げたことに気づき、昇橋した船長にその旨を報告した。</p> <p>本船は、船長が会社及び海上保安庁等に連絡し、浸水及び油の流出がないことを確認した後、会社が手配したタグボートで引き下ろされ、愛媛県今治市大^{おおみ}三島西方沖で錨泊して応急修理を行い、その後造船所で修理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>一等航海士は、平成27年10月末に従来型の携帯電話からスマートフォンへ変更し、スマートフォンの操作に不慣れであり、操作を間違えないように慎重にメールを削除していた。</p> <p>一等航海士は、スマートフォンを操作する前、GPSプロッターを見て画面上に設定された予定針路線上を本船が航行しているのを確認した。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約2.6mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、大下瀬戸に向けて大下島南西方沖を北東進中、一等航海士が、スマートフォンの操作をしていて船位の確認を行っていなかったことから、変針予定場所を通過したことに気付かずに航行し、大下島南西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>一等航海士は、スマートフォンの操作に不慣れであったことから、スマートフォンの迷惑メールを削除しようとしてその操作に意識を向けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、大下瀬戸に向けて大下島南西方沖を北東進中、一等航海士が、スマートフォンの操作をしていて船位の確認を行っていなかったため、変針予定場所を通過したことに気付かずに航行し、大下島南西岸に乗り揚げたことによって発生したものと考えられる。</p>

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航海当直中は、業務に専念すること。
-----------	--

付図1 事故発生経過概略図

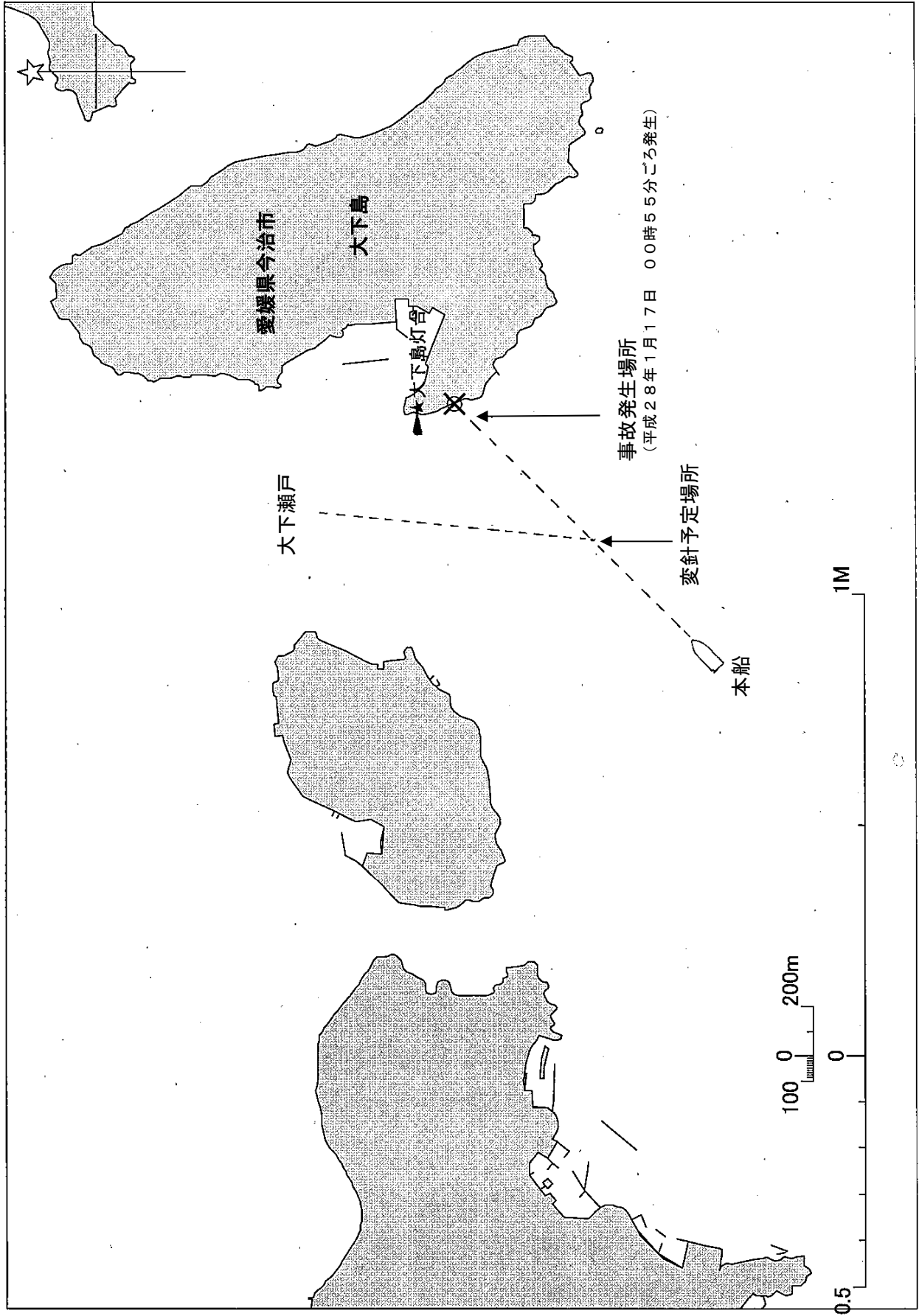
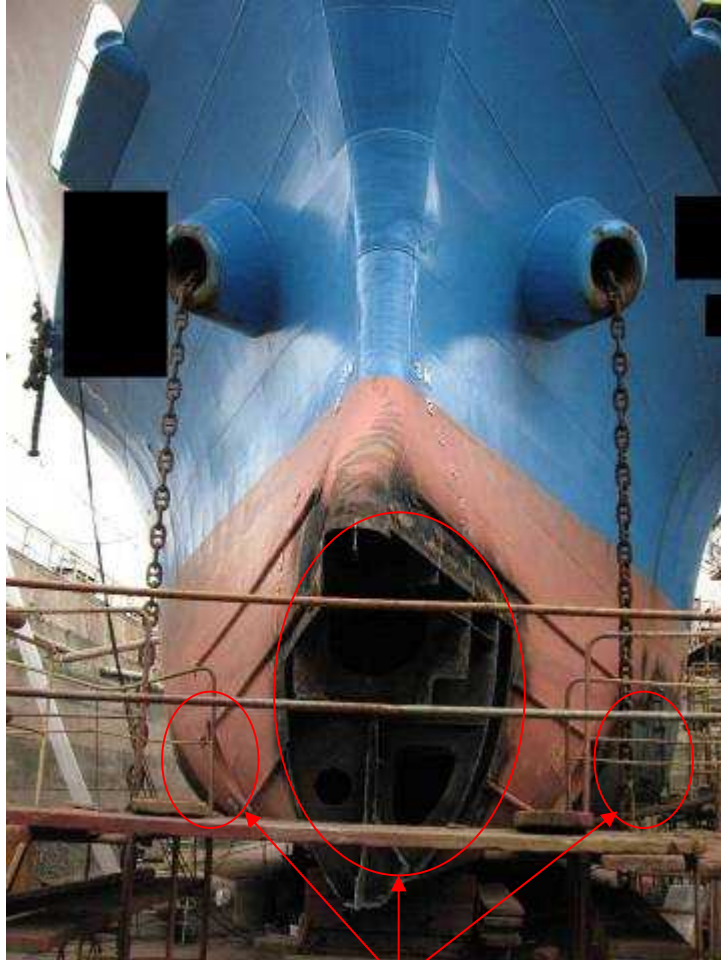


写真1 本船の損傷状況



損傷箇所